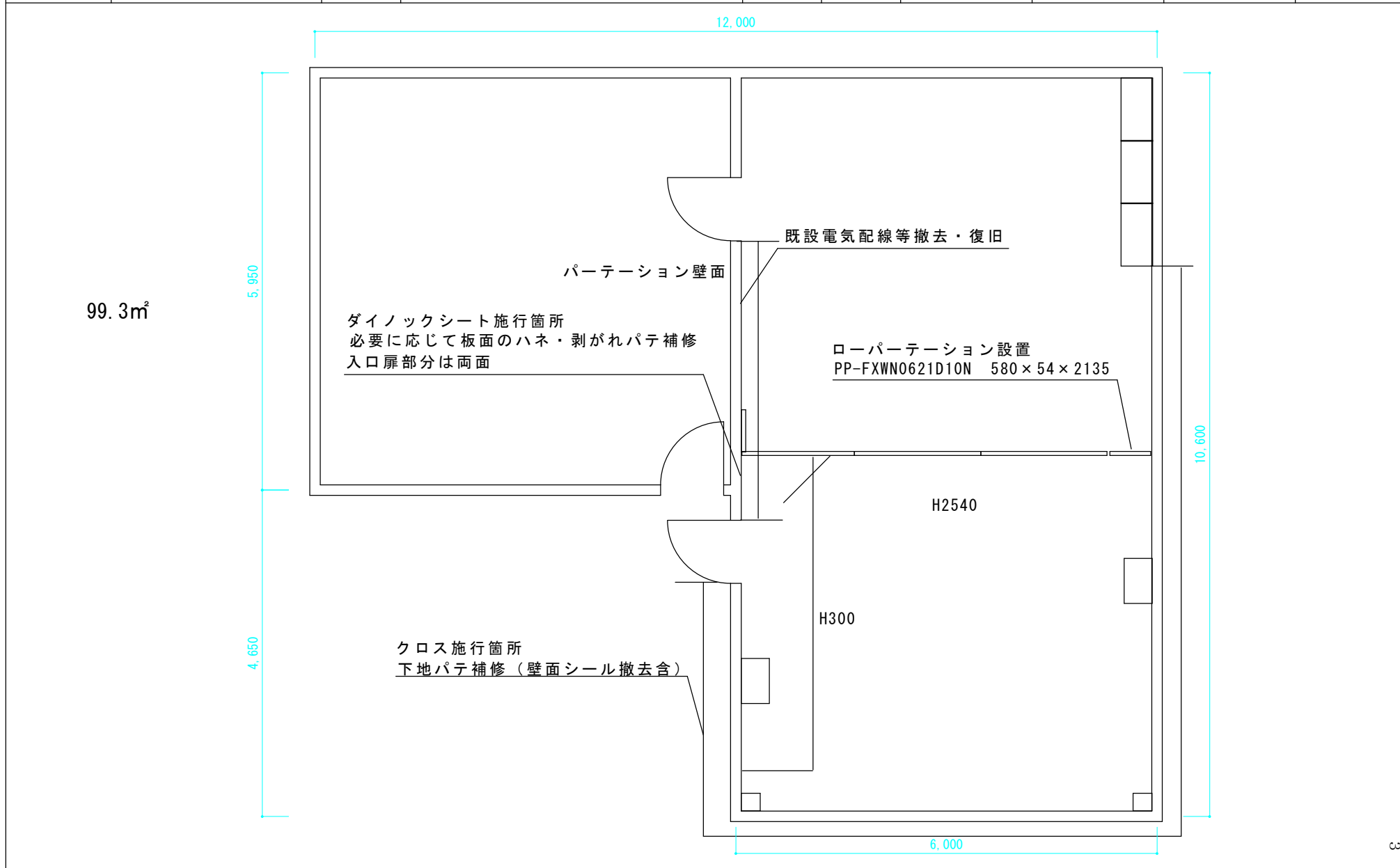


仕 様 書																												
件 名	自衛隊神奈川地方協力本部平塚地域事務所整備役務	作 成 者	自衛隊神奈川地方協力本部																									
		仕様書番号																										
		作成年月日	令和 8 年 6 月 2 9 日																									
1 総 則 本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部で実施する、平塚地域事務所整備役務において適用する。 2 場 所 自衛隊神奈川地方協力本部平塚地域事務所 (神奈川県平塚市代官町 9 - 2 6 宮代会館 2 階) 3 概 要 事務所内の壁紙貼替、パーテーションの設置 4 整備箇所 (1) クロス工事 (5 0 m²) (2) 下地補修 (5 5 m²) (3) パーテーション壁面へのダイノックシート施行 (3 0 m) (4) 既設配線取外、復旧 (5) ローパーテーション設置 5 使用材料等 (下記同等品以上とする。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>修繕箇所</th> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">壁</td> <td>下地処理 (壁面塗装面)</td> <td>シール撤去 パテ処理</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>下地処理 (パーテーション壁面)</td> <td>板面のハネ・剥がれの補修 (パテ処理等)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>クロス貼</td> <td>東リ W V P シリーズ</td> <td>50 m²</td> </tr> <tr> <td>ダイノックシート</td> <td>木目調</td> <td>30m</td> </tr> <tr> <td>配線</td> <td>既設配線撤去・復旧</td> <td>配線用モール等 消耗品</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>ローパーテーション (自立用脚 2EA 含)</td> <td>フレクセルⅡ 別製全面木調パネル 580×54×2135</td> <td>PP-FXWM0621D10N</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table>				修繕箇所	品 名	規 格	数量	壁	下地処理 (壁面塗装面)	シール撤去 パテ処理	1 式	下地処理 (パーテーション壁面)	板面のハネ・剥がれの補修 (パテ処理等)	1 式	クロス貼	東リ W V P シリーズ	50 m ²	ダイノックシート	木目調	30m	配線	既設配線撤去・復旧	配線用モール等 消耗品	1 式	ローパーテーション (自立用脚 2EA 含)	フレクセルⅡ 別製全面木調パネル 580×54×2135	PP-FXWM0621D10N	1 台
修繕箇所	品 名	規 格	数量																									
壁	下地処理 (壁面塗装面)	シール撤去 パテ処理	1 式																									
	下地処理 (パーテーション壁面)	板面のハネ・剥がれの補修 (パテ処理等)	1 式																									
	クロス貼	東リ W V P シリーズ	50 m ²																									
	ダイノックシート	木目調	30m																									
配線	既設配線撤去・復旧	配線用モール等 消耗品	1 式																									
ローパーテーション (自立用脚 2EA 含)	フレクセルⅡ 別製全面木調パネル 580×54×2135	PP-FXWM0621D10N	1 台																									

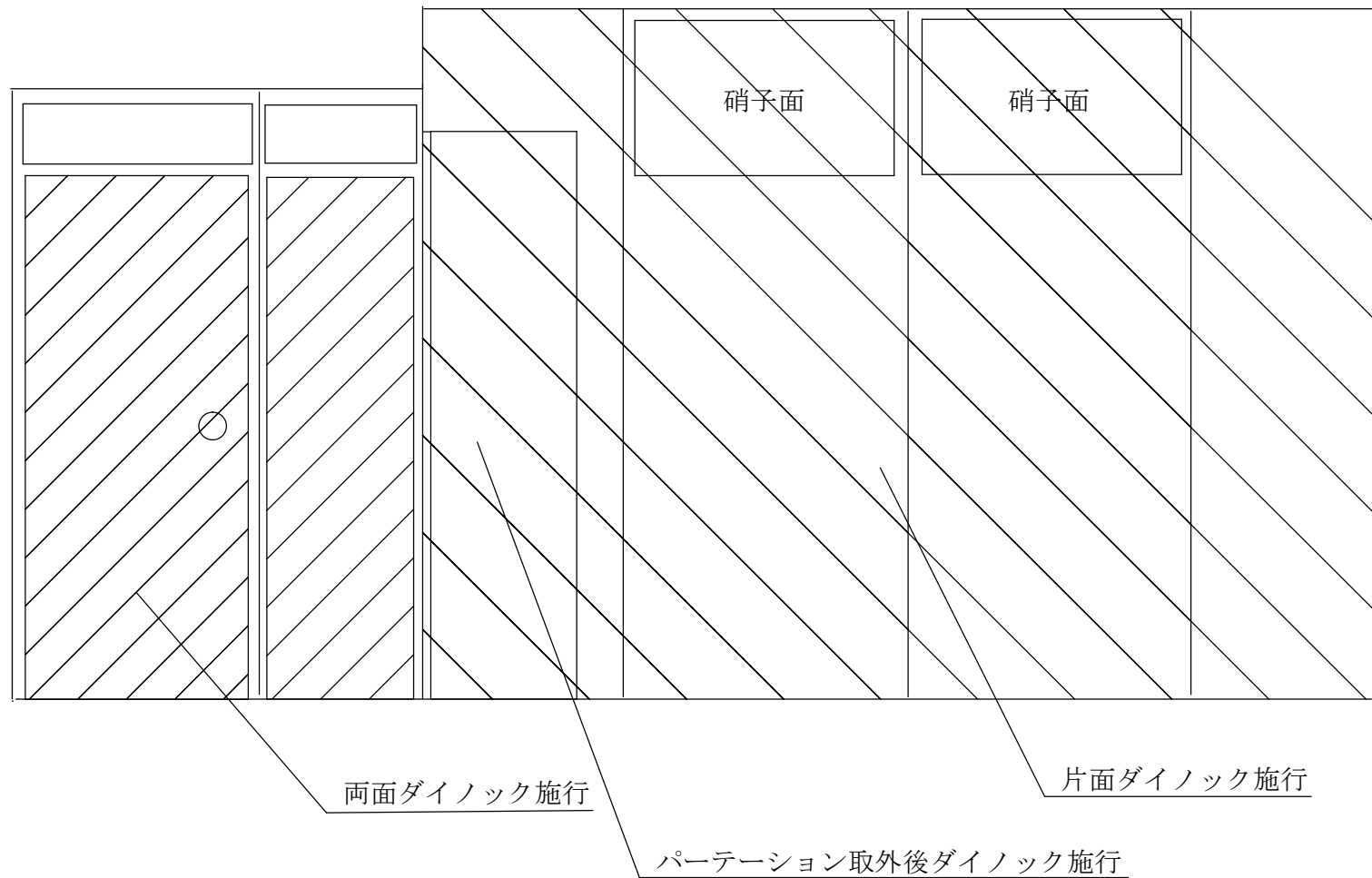
仕 様 書		
	仕様書番号	
6 一般事項 (1) 契約後速やかに工程表を官側に提出し承認を得るものとする。 (2) 修繕において発生した撤去した産業廃棄物等については適正に処理し産業廃棄物管理票を提出するものとする。 (3) 作業にあたっては、作業前・中・後の写真を撮影し報告書と併せて提出するものとする。 (4) 作業は、原則休日等の事務所閉庁日に実施するものとし、開庁日に実施する場合は官側と協議し作業日程を決定するものとする。 (5) その他疑義が生じた場合は、官側と協議し実施するものとする。 7 特記事項 (1) 作業実施においては、本仕様書による他、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づき実施するものとする。 (2) 修繕時に使用する製品については、5項に示す製品又は同等品以上とし、施工する際に発生する消耗品については、請負者が準備し使用するものとする。 (3) 壁面の施工においては、下地処理をおこなった後施行するものとし、 (4) 施行前に現地で採寸をおこない、施工に関する協議を官側とおこない作業を実施するものとする。 (5) 施工する材料の色等については発注前に官側と協議し決定するものとする。 (6) 作業実施の際は、施工箇所の備品等は請負者が移動させ作業を実施し、終了後は現状に復旧するものとし、必要に応じて養生をおこなうものとする。 8 提出書類 (1) 工程表 (2) 報告書 (3) 役務写真（作業前・中・後） (4) 産業廃棄物管理票 9 検 査 施工後、提出書類の確認をもって検査完了とする		

駐(分)屯 地名	神奈川県地方協力本部	図面	平塚地域事務所	建物 番号		縮 尺	作成年月	図面番号 及び番号	
						1 : 75	R6. 3		



ダイノック施行箇所

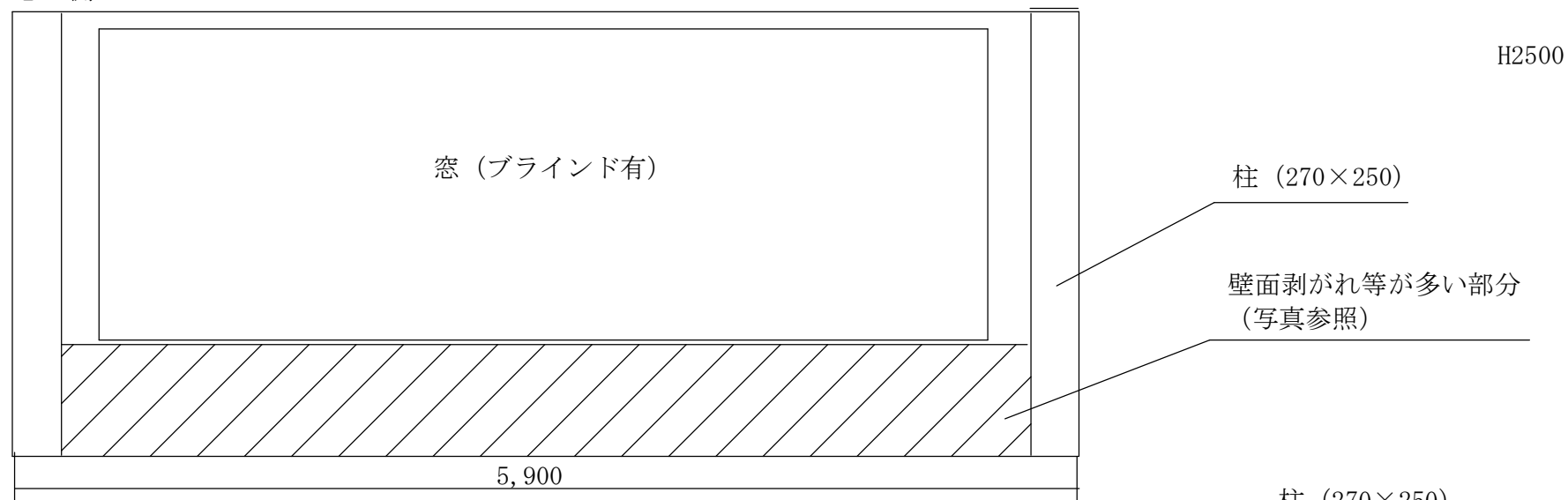
ダイノックシート施行パーテーション壁面は柱（アルミフレーム）部分有



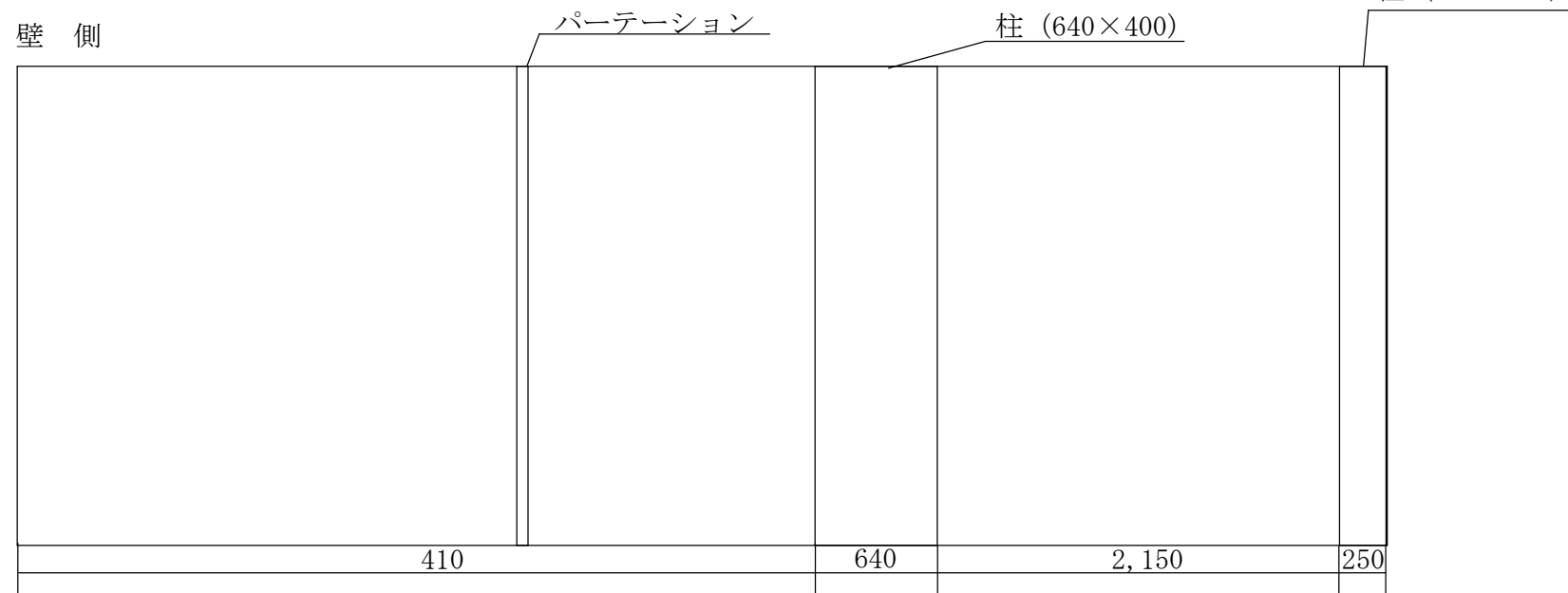
- 1 入口扉部分については両面（室面・外面）施行
- 2 ダイノック施行箇所については、既設コンセント及びTV線等を撤去した後施行し既設コンセント等については同等品を設置する。
- 3 パーテーションについては取外した後、ダイノック施行を実施し、施行後復旧するものとする。
- 4 ダイノック施行箇所は、硝子面及び柱（アルミフレーム）部分を除き実施するものとする。

壁紙施行場所（窓以外の箇所は全て補修及び壁紙施行）

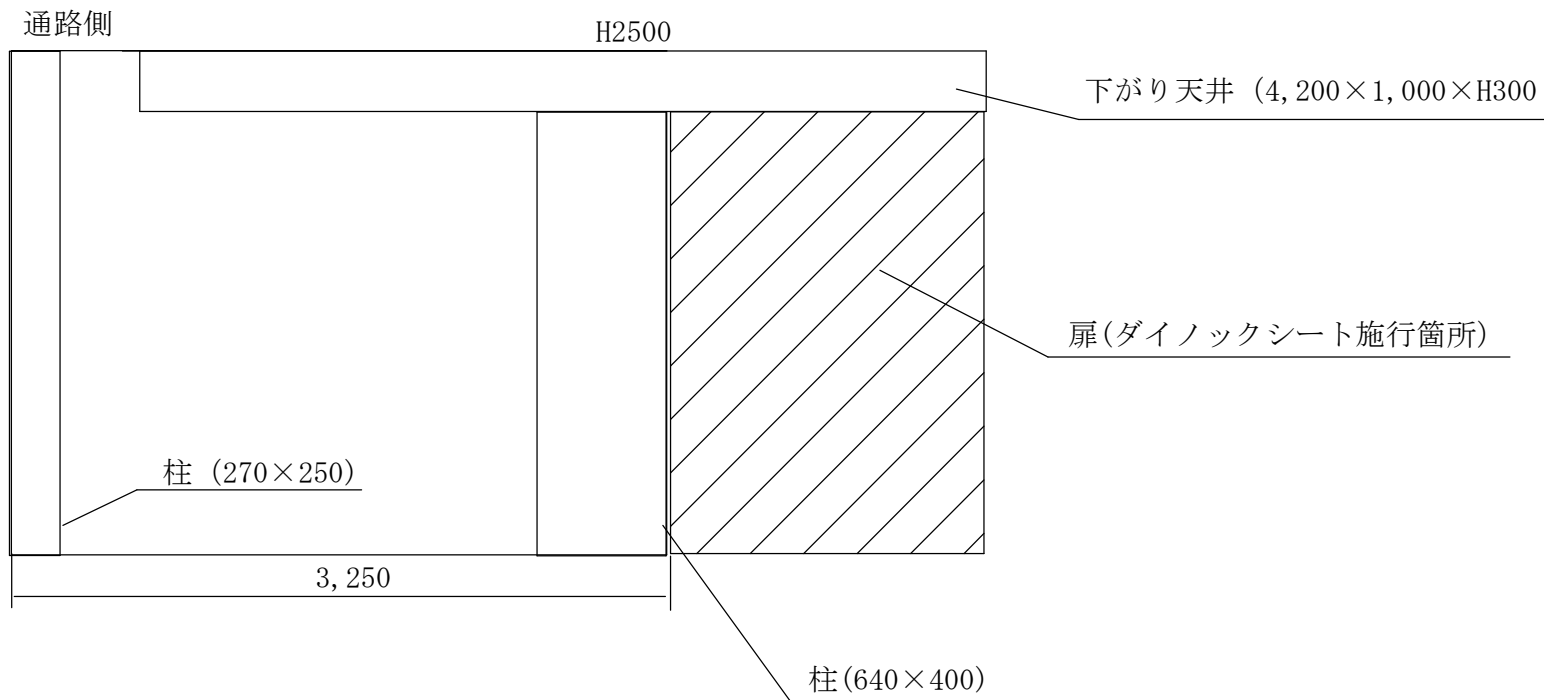
窓 側



壁 側



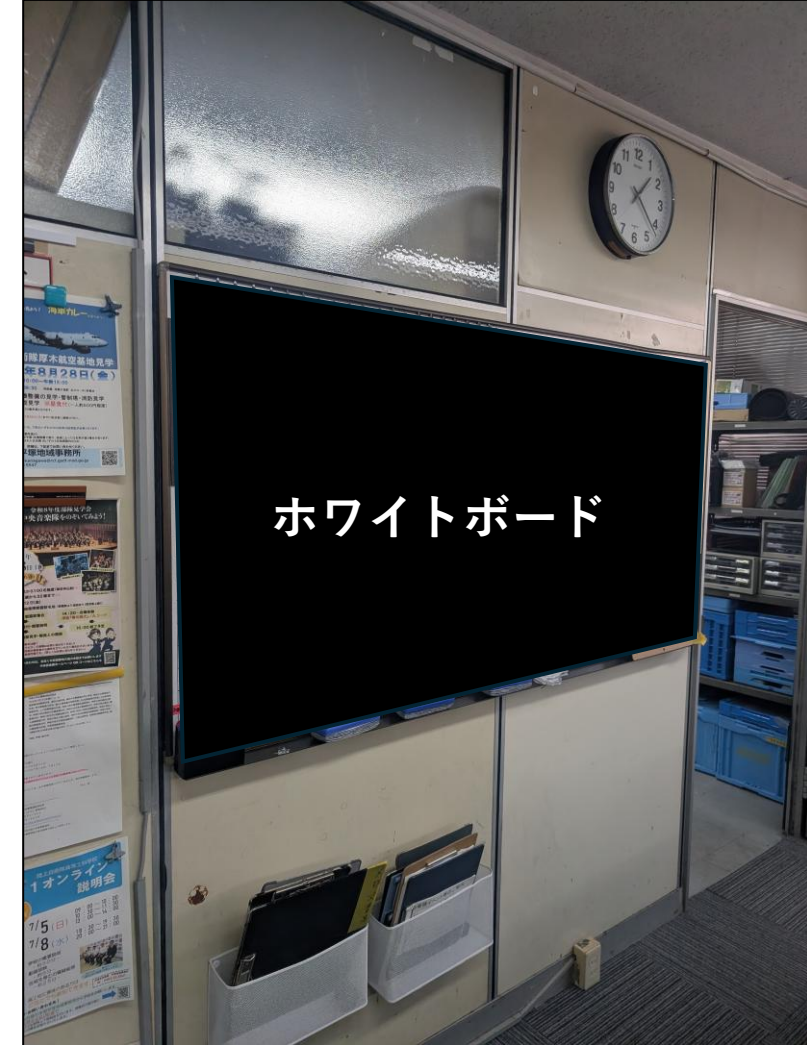
壁紙施行場所



扉部分を除く壁面すべて壁紙を施行
壁紙の色及びダイノックシートの色については発注前に協議し決定するものとする。

【参考資料】

平塚事務所整備役務写真 (ダイノックシート施行箇所)



平塚事務所整備役務写真 (壁紙施工箇所)



【P5参考資料】 窓側（剥がれが多い部分）

【壁の左側】



【壁の中央】



【壁の右側】

